

シティプロモーション推進業務委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

本市では「西東京市シティプロモーション推進方針」を策定し、市内外へ向けたプロモーションに取り組み「持続可能なまちづくり」の実現を目指している。

本業務は西東京市民のシビックプライドの向上並びに、地域の魅力の発掘及び効果的な発信を行うため、市民参画型の冊子の作成を通じてシティプロモーションの推進を行うことを目的とする。

第2 選定方法・募集事業者数

実施事業者の選定は、「シティプロモーション推進業務委託事業者選定委員会」において、審査を行い、1事業者を決定する。

第3 委託の概要

- (1) 件名 シティプロモーション推進業務委託
- (2) 委託内容 詳細は、シティプロモーション推進業務委託仕様書（案）のとおり。
- (3) 委託金額上限 9,319,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

第4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 参加意向申出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 西東京市の契約における暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日施行）による入札参加排除措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (5) 参加意向申出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 本事業において、公序良俗に反する事業又は特定の個人、政党若しくは宗教団体の支援を行おうとする者は、本プロポーザルへの参加は認めない。
- (7) 過去にシティプロモーション推進事業またはこれに準ずる契約受託の実績があること。

第5 スケジュール

公募開始（公表）	4月22日（水）正午
質問受付期間	4月22日（水）正午～28日（火）午後5時まで
質問回答	4月30日（木）
参加申込書等提出締切り（メール連絡）	5月7日（木）午後5時まで
企画提案書等提出締切り	5月11日（月）正午まで
一次審査（書類選考）	5月13日（水）
一次審査結果通知	5月14日（木）
二次審査（プレゼンテーション） ※一次審査により選定された事業者のみ	5月18日（月）
二次審査結果通知	5月19日（火）
契約予定日	6月上旬

（※スケジュールについては、変更する可能性あり）

第6 質問及び回答

本要領等に関して質問がある場合は、次により行うこと。

- （1）質問方法：質問書（様式6）に必要事項を記入し、第14の事務局担当宛（以下「事務局」という。）に電子メールで送付すること。
- （2）受付期間：4月22日（水）正午から4月28日（火）午後5時まで
- （3）回答方法：4月30日（木）に、市ホームページで質問に対する回答を公表する。

第7 参加申込

本公募型プロポーザルへの参加にあたっては、次により参加の意思表示を行うこと。なお、参加申込後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

- （1）提出方法：事務局へ電子メールにより提出（※受信後、確認のメールをいたします）
- （2）提出期限：5月7日（木）午後5時まで
- （3）提出書類：
 - ①（様式1） 参加申込書 1部
 - ②（様式2） 参加事業者概要書 1部

第8 企画提案書等の提出

第7により参加申込手続きをした事業者は、次により企画提案書等を提出すること。

- （1）提出方法：事務局へ郵送または持参
※郵送の場合は提出期限内に必着、持参の場合は事務局へ事前連絡すること。
- （2）提出期限：5月11日（月）正午まで

(3) 提出書類：

① (様式3)	企画提案書提出書 (兼誓約書)	1部
② (様式4)	主任担当者・業務責任者実績確認書	1部
③ (様式5)	類似業務実績等確認書	1部
④ (任意様式)	事業実施体制表	1部
⑤ (任意様式)	企画提案書 (※作成概要は第9参照)	9部
⑥ (任意様式)	見積書	1部

第9 企画提案書の提案内容・作成概要

(1) 提案内容

第3(2)のシティプロモーション推進業務委託仕様書(案)の内容を踏まえ、次の①～④の必須項目を記載した企画提案書を作成すること。

必須記載項目以外の内容の記載は、自由とする(自由提案を認める)。

【必須記載項目】

- ① 委託業務内容とスケジュールについて
- ② 市民ライターの起用及びその後のサポート体制・内容について
- ③ 市民周知イベントの内容について
- ④ 紙面構成の提案について

(2) 作成概要

- ① 企画提案書については、事業者名の記載を可とする。
- ② 表題として「西東京市 シティプロモーション推進業務委託 企画提案書」と記載する他、事業者名・提出年月日を表紙に明記すること。
- ③ 自由提案に関する記載は、原則仕様で求める内容と合わせ委託金額上限内で実現可能なものを記載すること。追加で予算を要する提案の場合はその旨明記すること。
- ④ A4版(横)で両面印刷により作成し、15ページ以内とする。(ページ数に表紙・目次・裏表紙は含めない)
- ⑤ 文中の文字サイズ・色は指定しない。
- ⑥ 言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時間等とする。

第10 審査方法

(1) 一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等により、次のとおり書類審査を実施する。

- ① 実施日：5月13日(水)
- ② 審査方法：

一次審査の評価は、別添の評価基準に基づき実施し、上位3社を選定する。但し、一次審査の点数が満点の6割に満たない事業者は、不合格とする。なお、参加申込が1社の場合でも一次審査を実施する。

- ③ 結果通知：5月14日（木）に担当者宛に電子メールで通知する。
- (2) 二次審査（プレゼンテーション）
- 一次審査で選定された事業者には、提出した企画提案書について、次のとおりプレゼンテーションの機会を設ける。
- ① 実施日：5月18日（月）（※実施時間及び場所の詳細は別途通知する。）
- ② 審査方法：
- 二次審査の評価は、別添の評価基準に基づき実施し、一次審査の合格が1社の場合でも二次審査を実施する。なお、二次審査の合計点が満点の6割に満たない場合は不合格とする。
- 最終的な契約候補事業者の選定にあたっては、一次審査と二次審査の合計点で評価を行い決定する。但し、審査過程において全ての事業者が不合格となった場合は、候補事業者の選定は行わない。
- プレゼンテーションの時間は25分以内とし、質疑の時間を別に20分程度設ける。提出した企画提案書を用いて説明を行うこととし、追加資料の提示は認めない。なお、プロジェクター等の機器類について使用を認めるが、機器類の用意は全て事業者が行うこと。
- 提案内容の主たる説明は、本事業における主任担当者が行うこととし、出席者の数は、補足の説明・質疑応答等を行う者を含め最大4名までとする。
- ③ 結果通知：5月19日（火）に担当者宛に電子メールで通知する。

第11 決定手続き

- (1) 本公募型プロポーザルは、契約候補事業者の選定を目的として行うものであり、契約にあたっては、提案内容に基づき、候補事業者と市の協議・調整を経て最終的な契約内容を決定する。
- (2) 候補事業者との協議・調整の過程で、本業務の実施が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、候補事業者の選定を取り消すこととする。
- (3) 契約に関する手続きについては、西東京市契約事務規則に基づくものとする。

第12 失格事項

次のいずれかに該当する際は無効とする。

- (1) 本要領で定める手続、方法等を遵守していない場合
- (2) 提出書類及び提案内容に虚偽の内容があった場合
- (3) 不正行為が行なわれたと認められる場合

第13 その他

- (1) 本公募型プロポーザル参加に関する費用について、西東京市は負担しない。
- (2) 提出された書類は審査等において必要な場合、複写することがある。
- (3) 提出された資料は、著作権法第42条の3（行政機関情報公開法等による開示のための利用）

により、情報公開の対象となる。ただし、情報公開法が定める不開示情報が記録されている場合は、一部または全部を不開示とすることが検討される。

(4) 提出された書類の返却は行わない。

(5) 選定結果は市ホームページで公表する。ただし、事業者名については、第1順位の事業者を除き匿名で公表する。

第14 事務局

〒188-8666 西東京市南町5-6-13

西東京市企画部広報プロモーション課 担当：若林・菰田

電話：042-460-9804 E-mail：kouhou@city.nishitokyo.lg.jp

(※メールを送信する際は、件名の最初に、【シティプロモーション推進・事業者公募】と記載してください)